

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から9年1月8日までの標準報酬月額については、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年10月から6年7月までの期間は32万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から8年9月までの期間は28万円、同年10月から同年12月までの期間は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成5年10月から8年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月25日から55年12月25日まで
② 昭和56年7月1日から同年9月25日まで
③ 昭和58年5月21日から同年12月18日まで
④ 平成5年10月1日から9年1月8日まで

私は、申立期間①及び②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はA社に勤務したが、その時の標準報酬月額が違っているので記録を訂正してほしい。

B社では、給料手取額がいつも20万円はあった。C社でも、給料手取額がいつも20万円以上はあった。A社については、給与明細書があり標準報酬月額が違っているのは明白である。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及

び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間④の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成5年10月から6年7月までの期間は32万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から8年9月までの期間は28万円、同年10月から同年12月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が申立期間について、全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管している記録によると、申立期間①の標準報酬月額は22万円、申立期間②の標準報酬月額は19万円となっていることが確認できることから、申立人は給料手取額がいつも20万円あったので標準報酬月額が少し低いと主張しているが、申立期間①の標準報酬月額22万円から社会保険料等を控除すると、ほぼ申立人の主張する給料手取額に見合う額であることが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は昭和55年に傷病手当金を受給しており、同手当金の算定基礎となる標準報酬月額は22万円であることが確認できる。

さらに、申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格を再取得したときの標準報酬月額であり、被保険者期間が2か月と短期間であることから随時改定にも該当しない期間である。

加えて、申立期間①及び②に係る申立人の標準報酬月額の記録は、そきゅう遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間③については、申立てに係る事業所の元代表取締役は「固定給は10万円ぐらいで残りは歩合給であったと思う。歩合給分が反映されていないと思う。」と証言している。

また、当時、社会保険関係の届出等を受託していた社会保険労務士事務所は、「当事務所が保管する資料には、申立人の資格喪失時（昭和

58年12月18日)の標準報酬月額が11万8,000円であったと推認される記載がある。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間当時の元同僚の標準報酬月額は、3名のうち2名が申立人と同額の11万8,000円、1名が13万4,000円となっており、申立人の標準報酬月額のみが低い状況ではないことが確認できる。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月10日から同年11月20日までの期間については、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月10日に、資格喪失日に係る記録を同年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月10日から同年11月20日まで
② 昭和54年7月17日から同年7月28日まで
③ 昭和54年8月8日から55年3月21日まで

申立期間①については、A社所有の船舶B、申立期間②については、C社所有の船舶D、申立期間③については、E社所有の船舶Fにそれぞれ乗船しており、船員手帳にその旨の記録があるので、これらの期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する船員手帳の記録から、融通船員としてA社所有の船舶Bに乗船したことが推認できる。

また、当該事業所に対する照会の結果、「当時から法令を遵守しており、融通船員を受け入れる場合も必ず船員保険の加入をすることとしていた。」との回答がある上、船長及び申立期間①直後に申立人と交代で船舶Bに乗り組んだ通信長も船員保険に加入していることが確認できる。

これらの事情から判断すると、申立人は申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と交代で船舶Bに乗船し、申立人と同じ通信長であった者の社会保険庁の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付していたとしているが、申立期間①の被保険者名簿に記録された被保険者証の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得日及び喪失日に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③については、申立人が所持する船員手帳に雇入公認印が押されており、申立てどおりの船舶所有者の船舶で勤務していたことは推認できるものの、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかった。

申立期間②については、申立てに係る事業所に対する照会の結果、同事業所から「当時の資料が無く、確認不能」との回答があった上、同僚を特定することができないため、同僚から当時の船員保険の加入、保険料控除についての詳細を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間②を含む前後の被保険者証の整理番号に欠番が無いほか、船員手帳に記載がある船長についても船員保険の加入記録が見当たらない。

申立期間③については、申立てに係る事業所は既に廃業しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立てに係る証言を得ることができない上、船舶Fに乗船した日本人船員2人に照会したが、当時の船員保険の加入、保険料控除について詳細を確認することができなかった。

また、申立人は、融通船員あるいは船員の配乗を行っているマンニング会社からの配乗であった可能性も考えられるが、船員手帳の記録からだけでは、融通元の推定は不可能であり、マンニング会社の名前も確認できなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、これ以外に申立人の氏名は確認できず、申立期間③を含む前後の被保険者証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が亡くなっているため、当時の状況の詳細は不明であり、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和58年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社本社に勤務していたが、单身の上、異動から5年もたつので郷里での勤務を希望していたところ、昭和58年3月に同社C工場内の関連会社で新たな事業を行うのでどうかと打診され承諾した。

ところが、計画が1年遅れたため昭和58年4月に関連会社ではなくA社C工場に配属となり、59年3月に関連会社であるD社に異動になった。途中で退職したこともないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場が保管している履歴記録、雇用保険の加入記録及び申立人の異動した経緯等の詳細な記憶から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和58年3月21日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年4月の社会保険事務所の記録から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、B社C工場は、「昭和58年3月21日に資格取得届を提出しなければいけなかったが、同年4月1日に届出をしている。」と

して誤って届出をしたことを認めていることから、当該事業主は、社会保険事務所に昭和 58 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を93万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日
私は、平成18年6月23日にボーナスとして約94万円の支給を受けたが、社会保険庁の記録では、標準賞与額が32万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成18年6月23日に支給された賞与に係る給与支給状況一覧表（賃金台帳）から、申立人は、93万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は、履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 49 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までの期間の標準報酬月額が 5 万 6,000 円となっており、その前後の期間の 7 万 2,000 円と比較して異常に下がっているが、この期間に減給になったことは無く、年々給与は上がっていたので調べてほしい。

また、上記会社を退職したのは昭和 49 年 3 月 31 日であるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 4 月 1 日ではなく同年 3 月 31 日となっているが、厚生年金基金連合会に照会したところ、同基金の加入資格喪失日は同年 4 月 1 日となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B 厚生年金基金の「異動記録情報照会リスト」（電子記録）及び申立人が所持している昭和 49 年 11 月 9 日付けの厚生年金基金連合会からの通知（郵便はがき）により、申立人は、A 社に同年 3 月 31 日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を、基金の保険料と併せて事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 49 年 2 月の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和49年3月31日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社が保管する「被保険者台帳」及びB厚生年金基金の「異動記録情報照会リスト」（電子記録）によると、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額が5万6,000円と記録されており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間①の標準報酬月額が前後の期間と比較して異常に下がっているが、この期間に減給になったことは無く、年々給与が上がっていた。」と主張しているが、社会保険庁の記録によると、元同僚等の申立期間における標準報酬月額も、ほぼ全員（抽出調査した34人中31人）の記録が申立人と同様に直前の期間に比べて下がっていることが確認できるほか、社会保険事務所が保管しているA社における申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間①の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成5年10月から6年2月までの期間、同年4月から同年5月までの期間及び同年9月については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年9月まで

A社に勤務していた平成5年10月から6年9月までの期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料（2万3,200円）が、社会保険事務所の標準報酬月額に基づいて控除されるべき保険料（2万1,750円）と相違しているので、調査を行って訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年10月から6年2月までの期間、同年4月から同年5月までの期間及び同年9月については32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が30万円と決定され

ていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額を 30 万円として届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 6 年 3 月、同年 6 月から同年 8 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年10月1日）及び資格取得日（昭和29年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和24年10月から28年10月までは5,000円、同年11月から29年1月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から29年2月1日まで

私は、昭和21年8月にA社B支社に入社し、45年9月に起業するまで継続して勤務していた。

中途退社や勤務形態の変動などは一切無く、空白となっている申立期間内の給与改定通知や10年勤続表彰状を保管しているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私の同僚も全く同じ期間に厚生年金保険の加入期間が空白となっていることが判明し、年金記録の訂正が行われたと聞いている。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支社において昭和21年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年10月1日に資格を喪失後、29年2月1日に同支社において再度資格を取得しており、24年10月1日から29年2月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が保管する表彰状及び給与改定通知並びに同僚の証言等により、申立人がA社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、元同僚は、「申立人は、直属の上司であり、B支社には、昭和45年8月末まで勤務していた。」と述べており、当該同僚は申立期間において、厚生年金保険の記録が継続している。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社B支社の部長になっており、当該事業所に確認したところ、「部長が厚生年金保険に加入しない取扱いが行われたとは考えにくい。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和24年10月から28年10月までは5,000円、同年11月から29年1月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年10月から29年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和30年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から同年8月1日まで

昭和29年4月にA社C支店に入社し、同社には平成5年4月に定年退職するまで継続して勤務した。

厚生年金保険には入社から退職するまで加入し、保険料を給与から控除されていたはずであり、A社C支店から同社B出張所に転勤となった当初の2か月間について、厚生年金保険に未加入となっていることが納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社員名簿、在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年6月1日にA社C支店から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日

が昭和 30 年 8 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月及び同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

私が、昭和14年5月から20年8月まで勤務していたA社（当初は、B社）の厚生年金保険被保険者期間（昭和17年6月1日から20年9月1日まで）が脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受給した覚えは一切無い。

私は、昭和16年10月17日に軍隊に招集され、同年12月30日から21年6月3日までは戦地（海外：C国）にいた。同年6月8日にD県のE港に復員したが、当時は出征前に結婚した妻がF県G市の兄のところだったので、復員後はすぐにG市に向かい、2日後か3日後には到着した。

当時、私は厚生年金保険の制度そのものも知らなかったし、脱退手当金の制度も知らなかった。また、私が勤務していたのはB社であり、A社に勤務していたことになっているのを知ったのは、H社に入社した昭和22年1月以降であり、復員後は、A社に行ったこともないし、社会保険事務所にも行ったことがないのに、どのような手続きをしたら21年9月18日に脱退手当金を受給できるのか不可解であり、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間を含む昭和16年12月30日から21年6月3日までの期間に日本国内にいなかったことは、F県が発行する軍歴証明書により確認できることから、当時、申立人は17年6月1日から始まった厚生年金保険制度（脱退手当金制度を含む。）を知らなかった可能性が高かったも

のと考えられる。

また、当時の脱退手当金の受給要件には、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から1年の待期期間が設けられており、申立人の脱退手当金についても資格喪失した昭和20年9月1日から、ほぼ1年後の21年9月18日に支給された記録となっているが、A社は、申立人が資格喪失した20年9月1日と同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該日には、申立人は日本国内におらず、支給日のわずか3か月前に帰国したばかりの申立人が、自ら脱退手当金の手続を行うことや、その手続を事業主に委任することは、当時の状況からは考え難いことから、当該脱退手当金の請求は申立人の意思に基づかないものである可能性が高い。

さらに、申立人は脱退手当金の支給決定日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

加えて、申立人は、昭和21年6月8日にD県に復員してからは、すぐに妻がいるF県G市に戻ったので、社会保険事務所及びA社に行ったことはなく、また、同社からは厚生年金保険被保険者証も受け取っておらず、脱退手当金の説明も受けたことはないと主張しているところ、当時の状況を考えるとその主張に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月まで

平成 21 年 3 月 11 日付けで A 社会保険事務所長から、「国民年金保険料納付記録の訂正について」の通知があり、「昭和 55 年 8 月分は保険料を納付されたもので記録訂正、同年 9 月分から 56 年 3 月分までは、還付されていないので還付します。」との内容でした。

約 30 年間何の連絡も無く、年金保険料納付に基づき権利を正当に確保していたと信じていた昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月までの期間を、納付済期間と訂正するようお願いする。

なお、未還付期間に関しては還付金の返納を希望しませんので、納付期間の復活訂正となるようお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 4 月 18 日に前納していたことが確認できる。

しかしながら、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 55 年 9 月 1 日に B 国 C 市に住所を定め、帰国後、D 市に住所を定めたのは 56 年 12 月 30 日であり、申立期間については、日本国内に住所を有していないと認められることから、国民年金の被保険者となり得ない期間であり、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで、前夫の海外への派遣に帯同し、帰国後、前夫が私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は、A 銀行本店で、当時経営していた店の借入金の返済と併せて、送付されてきた納付書で毎月納付した。保険料の金額は、月 1 万円前後と記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人が経営していた店の借入金の返済と併せて、毎月 1 万円前後の国民年金保険料を A 銀行本店で納付したと主張しているところ、申立期間の保険料は 5,220 円から 6,720 円であり、申立期間当時の保険料納付方式も「毎月納付方式」ではなく「3 か月納付方式」であるなど、申立人の主張とは異なっている。

また、申立人の基礎年金番号に係る社会保険庁のオンライン記録及び B 市が保管する国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間と記録されている上、申立人が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日として「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることなどからすると、申立人が申立期間当時国民年金に加入していたとは考え難く、申立人が昭和 44 年に初めて国民年金に加入したときの国民年金手帳記号番号で再加入した形跡もうかがえない。

さらに、B 市が保管する国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、加入手続及び第 3 号被保険者への種別変更の処理が行われたのは、昭和 62 年 5 月 30 日と記録されているところ、61 年 3 月以前の期間は任意の加

入期間のためさかのぼって加入できない期間となることから、その時点においてさかのぼって加入可能な同年4月からの加入となったものと考えられる。

加えて、加入手続を行ったとする申立人の前夫から当時の状況を聴くことができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 6 月まで

私は、昭和 63 年 7 月ごろ、入籍の手続のため A 市役所に行った際、国民年金の未納期間があることに気づき、市役所の窓口で申立期間の 4 か月分の保険料をまとめて現金で納付した。

その時、窓口で対応してくれた男性職員に年金手帳を渡したところ、国民年金の記録(1)のページに、被保険者となった日「昭和 63 年 3 月 16 日」、被保険者の種別「**強**」、被保険者でなくなった日「昭和 63 年 7 月 19 日」、被保険者となった日「昭和 63 年 7 月 19 日」及び被保険者の種別「3 A」と書いてもらったが、手続がとても簡単なものだったので、「これで支払ったことが分かるのか。」と尋ねたところ、「分かります。」と言われ、再度、「これで未納期間は無くなったのですね。」と尋ねると「ありません。」と答えてもらったことをはっきり覚えている。

私は、未納期間が無いようにと心掛け保険料を納めたのに未納期間があるということに納得がいかないので、是非、正しく審査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和 63 年 7 月に A 市で行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、申立人が平成 3 年 7 月 14 日から 8 年 10 月 9 日まで居住していた B 市の住所が記載されている上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は同年 4 月 11 日に B 市へ払い出されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の昭和 63 年 7 月

から平成5年12月までの期間の第3号被保険者資格は、8年2月21日の特例届出により取得された記録となっていることから、申立人の国民年金への加入手続もこの時点に行われたものと考えられるが、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和29年7月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から39年6月まで

昭和29年ごろ、町内の方から勧められ国民年金に加入した。保険料は、納付組合の担当者が毎月集金に来たときに納付をした。30年ごろに市役所から国民年金保険料が二重に納付されているとの通知のはがきが来たので、子供を背負い市役所の国民年金担当課に行った記憶があり、間違いなく納付しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は昭和46年4月20日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、国民年金手帳の発行日も同日となっていることから、申立期間は未加入期間であり保険料の納付ができない期間である。

また、申立期間のうち昭和29年7月から36年3月までは、国民年金制度に基づく保険料の徴収も始まっていない時期であること、及び申立人が同時期に加入したとする友人は、41年以降の加入であることから、申立人の記憶違いであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①については、A社B支社C営業所に勤務したため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

申立期間②については、D事業所の航海士として勤務した。39歳で特別待遇職員として中途採用され、船員手帳にも勤務した記録があるので、E共済組合加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時、A社B支社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認されるが、同社本社から、「正社員であれば当然あるべき人事記録が、申立人に関しては一切保管されていない。また、昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金基金を設立しているが、当該基金の加入記録にも申立人の氏名は確認されないことから、厚生年金保険に加入させていなかった販売員であったと思われる。」との回答があった。

また、申立人は申立期間当時についての記憶が曖昧なため、当該事業所における勤務期間を特定することができない上、元同僚等とも連絡を取ることができず、当時の状況についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間②については、申立人が所持する船員手帳の記録及び元船長の証言から、D事業所の航海士として勤務したことは推認できる。

しかしながら、D事業所の事業を引き継いでいる事業所等に照会したが、

「申立人のD事業所での職務履歴は確認することができない。」との回答があり、申立人の申立期間における職員としての身分について確認できなかった。

また、申立人は、特別待遇職員として中途採用されたと主張しているが、当該身分を確認することができないほか、雇用形態が同じであった元同僚等の名前を記憶していないため、証言を得ることができない。

さらに、E共済組合から改称したF共済組合及びE共済組合が厚生年金保険に統合された後の記録を管理している社会保険業務センターへ照会したが、いずれからも「申立人のE共済組合員としての記録は確認できない。」旨の回答を得ているほか、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所になっていない上、船員保険としての所有者適用にもなっていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 4 日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 44 年 1 月 4 日であるとの回答を得た。

しかし、父の体の具合が悪くなり、説得されて父が経営するB社（後に、A社に商号変更）に、それまで勤めていたC社を辞めて、昭和 42 年 4 月 1 日に入社した。入社後直ちに給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているし、当時、会社の経理を担当していた妻も控除していたと言っている。

当時の資料は無く、A社は昭和 53 年に休業し解散したことから、証言してくれる人もいないが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において経理事務を担当していた申立人の妻及び複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A社における申立期間当時の複数の同僚は、申立人の名前は覚えているものの、入社時期までは覚えていないため、申立期間当時の勤務状況等を確認できない。

また、厚生年金保険被保険者の記号番号払出簿によると、A社において申立人及び申立人の弟が取得した記号番号は昭和 44 年 1 月 9 日に連番で払い出されており、被保険者資格取得日は、二人とも同年 1 月 4 日であり、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立期間当時、A社において経理事務を担当していた申立人の

妻は、申立人が昭和 42 年 4 月 1 日に同社に入社し、厚生年金保険料も控除していたと思うと証言しているが、同社は既に解散し、申立期間当時の資料は保存されていない上、申立期間当時の役員は、申立人を除き、既に亡くなっているため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間における健康保険証の番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年3月31日まで
私は、昭和17年7月から21年3月末日までA事業所に勤務した。戦争中働いていた女子も、19年10月から厚生年金保険に加入できたと聞いているので、同年10月1日から21年3月31日までの厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和20年12月17日現在のA事業所の業務分担表及び同僚からの手紙から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、申立人は、A事業所において経理業務を担当していた同僚の氏名を挙げているが、該当する人物を確認できない上、申立人が記憶している同僚はほかにいないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 10 日から同年 3 月 23 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 10 日から同年 3 月 23 日まで船舶 A に通信士として乗船しており、そのことは、船員手帳に記録されている。

申立期間の直前まで乗船していた船舶 B と船主は異なるが、同じ問屋にかかわる船舶だったことから、船員保険に加入していたはずであり、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が申立期間に船舶 A（船舶所有者 C 氏）に乗船していたことは確認できる。

しかし、船舶 A は、社会保険事務所の記録によれば昭和 38 年 4 月 28 日に船員保険の適用船舶としての資格を失っていることが確認できる。

また、申立人は、船舶 A での同僚を一人も記憶しておらず、申立人の船員手帳に記載されている当該船舶の船長であった者についても、申立期間当時の船員保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人は、船員手帳に雇入契約の記録があることから年金記録の訂正を申し立てているが、船員手帳の雇入契約の記録は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない上、船舶所有者の C 氏は、連絡先も不明であることから、申立期間当時の船員保険の加入状況等を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 11 日から 57 年 9 月 16 日まで
私は、昭和 55 年 12 月 11 日から 57 年 9 月 16 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務していた。

私が保管している給与明細書の給与総額は、16 万円から 25 万円程度であるにもかかわらず、社会保険庁の記録（被保険者記録照会回答票）にある申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 55 年 12 月から 56 年 7 月までは 8 万 6,000 円、同年 8 月から 57 年 7 月までは 9 万 8,000 円及び同年 8 月は 11 万円となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は全期間一致していることが確認できる。

また、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 8 万 6,000 円であることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致して

いる。

さらに、当該事業所に照会したところ、「社会保険事務所に届出した標準報酬月額保険料を申立人から徴収した。社会保険事務所が保管する申立人の標準報酬月額の記録に誤りは無いものと思われる。」と回答している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額がそきゅうして大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 1 月 5 日から 6 年 12 月 29 日まで
② 平成 9 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 16 日まで
③ 平成 16 年 1 月 6 日から同年 12 月 31 日まで

A社における平成4年1月5日から6年12月29日までの期間、B社における9年1月1日から15年3月16日までの期間及びC社における16年1月6日から同年12月31日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、源泉徴収票の年間支払金額を月平均した額と大幅に違うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年及び5年については、申立人が所持している源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料と船員保険料の合計額と一致していることが認められる。

また、申立期間①のうち、平成6年については、申立人が所持している源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額を基に算出した同年1月から同年11月までの厚生年金保険料と船員保険料の合計額より1か月分の保険料に相当する金額が多いことが認められるが、A社では、申立人が源泉徴収票発行後の同年12月27日に雇い止めとなったことから、同年12月分として控除した保険料を本人に返還したとしており、このことを考慮すると、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料と船員保険料の合計額と一致することが認められ

る。

さらに、申立期間②については、申立人が所持している源泉徴収票及びB社の事業を実質的に承継したD社が保管している賃金台帳に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料と船員保険料の合計額と一致していることが認められる。

加えて、申立期間③については、申立人が所持している源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額を基に算出した平成16年1月から同年11月までの厚生年金保険料と船員保険料の合計額よりほぼ1か月分の保険料に相当する金額が多いことが認められるが、C社では、申立人が源泉徴収票発行後の同年12月31日に雇い止めとなったことから、同年12月分として控除した保険料を申立人に返還したとしており、このことを考慮すると、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料と船員保険料の合計額とほぼ一致することが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月4日から20年12月8日まで

私は、A社に昭和19年2月4日から20年12月8日まで働いていたが、この期間は脱退手当金が支払われた記録になっている。

私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間については、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和21年4月24日にいわゆる短期脱退手当金が支給されたことになっているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿には、申立人に対して脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当金」の表示がある上、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、「給付種類 脱手、資格期間 22、平均標準報酬月額 87.27、支給額 87円27、支給開始年月日 21.4.24」との記載があり、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 24 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 21 日から 45 年 2 月 11 日まで
脱退手当金とはどういう制度なのか、そのような制度があることすら知らなかった。年金の手続の際に脱退手当金が支給されていることを知ったが、受給はしていないので、だれにどのような方法で支払ったのか調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者原票における申立人の氏名は、事業所を退職した約3か月後の昭和45年5月17日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は、同年6月26日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月31日から50年9月5日まで
私は、A社に昭和45年7月に入社し、52年6月に退職した。

社会保険事務所に照会したところ、昭和49年12月31日から50年9月5日までの厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

当該事業所の給与明細書等は、処分をしたため一切残っていないが、同事業所で切れ目無く働き、厚生年金保険料も給与から差し引かれていたので納得ができない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和49年12月31日に資格を喪失し、50年9月5日に資格を再取得していることが確認でき、雇用保険の加入記録においても、申立人は同一事業所で49年12月31日に離職した後、50年9月1日に再加入していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録には昭和49年12月31日の離職に伴い、「離職票交付済、通算不可・支給、求職者給付」の記載があり、申立人は離職した後に失業給付の手続を行ったことがうかがえる。

さらに、上記事業所で当時労務関係事務を担当していた元取締役は、「申立人は、顧客とのトラブルがあり1年間ほど出社しないことがあった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 45 年 3 月まで

A 区内の B 駅から歩いて数分のところにあった店舗「C」で昭和 42 年から 45 年 3 月ごろまで働いた。

会社名は記憶していないが、社長は外国人で、7 階から 8 階建てのビルの中に複数の店舗、事務室、社員寮などが入っていてビル全体が一つの会社だった。

B 駅近くの病院で手術し、また、テレビを分割払いで購入した際に健康保険証を提示した記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 区にあった店舗「C」に勤務していたと述べているところ、A 区を管轄する社会保険事務所が保管する政府管掌健康保険加入事業所名簿では、申立期間より後の昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっている店舗「C」と同じ名称の事業所は確認できたが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、D 社会保険事務局管内で申立期間内に「C」の名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は 5 社が確認できたが、いずれの事業所の被保険者名簿でも申立人の氏名は見当たらない。このほかに、申立期間に適用事業所となっている「C」の名称の事業所は確認できなかった。

さらに、申立人は、「店舗 C が入っていたビル全体が一つの会社だった。」と述べているが、社名、ビルの名称、並びに社長、上司及び同僚の

氏名等を覚えていないことから、事業所及び同僚を特定することができなかった。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。